

令和3年度熊本市夢と活力ある農業推進事業公募要領

令和3年（2021年）3月1日

1 はじめに

熊本市では、競争力の高い農業の振興を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組に対して支援する「熊本市夢と活力ある農業推進事業」を公募します。支援の対象となる農業者等、要件及び応募の手続については、この要領をご覧の上、必要な書類を公募期間内に提出してください。

2 公募期間

令和3年（2021年）4月1日（木）～4月30日（金）

3 補助金の対象となる者（事業実施主体）の要件

以下(1)から(3)のいずれかに該当する者とします。

- (1) 農業者、認定農業者、認定新規就農者（市域に住所を有しているもの）
- (2) 農業協同組合（市域に住所を有している農業者を組合員に含むもの）
- (3) 農業者が組織する団体（市域に住所を有している農業者が構成員の過半を占めるもの）

※農業者については、経営耕地面積が30a以上または1年間における農産物販売金額が50万円以上である者とします。

4 事業内容

別表「事業一覧表」のとおり

※事業により補助対象となる事業実施主体が異なりますので、申請の際は必ずご確認ください。

5 応募書類

応募に必要な書類は、以下のとおりです。

- (1) 熊本市夢と活力ある農業推進事業申請書（参考様式）
- (2) 熊本市夢と活力ある農業推進事業計画書（様式第1号）

※(1)・(2)の様式は熊本市ホームページからダウンロードすることもできます。

【http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=27006】

(3) 添付書類

- ① 見積書等事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
- ② カタログ、現況が分かる写真等
- ③ 事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
- ④ 農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- ⑤ その他必要と認める資料

6 応募書類の提出について

- (1) 応募者の居住する地域を所管する各農業振興センター農業振興課等（下記参照）に提出してください。（郵送または持参）※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送での提出を推奨します。

【応募書類提出先】

○北・東・中央区にお住まいの方

北東部農業振興センター農業振興課

〒861-0136 熊本市北区植木町岩野 238-1（北区役所内） ☎096-272-1117

北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室

〒862-0902 熊本市東区錦ヶ丘 1-1（東部まちづくりセンター内） ☎096-367-9137

○西・南区にお住まいの方

西南部農業振興センター農業振興課

〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7-1（西区役所内） ☎096-329-1158

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室

〒861-4202 熊本市南区城南町宮地 1050（城南まちづくりセンター内） ☎0964-28-3115

※河内農業振興室での受付は行いません。

- (2) ファックスまたは電子メールでの提出は受けません。
- (3) 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮することとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (4) 提出期限 令和3年(2021年)4月30日(金)午後5時15分まで(必着)
- (5) 提出に当たっての留意事項
 - ① 提出部数は1部です。
 - ② 必要に応じて、受付の際または受付後に事業計画や営農状況等についてヒアリングを行います。
 - ③ 応募書類については、原則として、提出期限を過ぎてからの資料の追加や差し替えは不可とし、採択、不採択にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
 - ④ 別表の採択要件等を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査対象となりません。

7 補助金の対象となる経費及び補助金の額

- (1) 別表の補助対象経費の欄に記載している経費（消費税相当額を除く）が補助金の対象になります。
- (2) 補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- (3) 補助金額については、補助対象経費等の精査により決定するため、申請額より減額されることがあります。
- (4) 整備事業において、導入する施設または機械の付属品は、施設・機械の使用に必要なもの（消耗品を除く）で、かつ使用にあたり必要最小限の数量のみを対象とします。

8 補助金の対象とならない経費

- (1) 補助金の交付決定前に支出される経費。（ただし、推進事業において事業を実施する上で必要な経費については、補助金の対象となる場合があります。）
- (2) トラック、パソコン、発電機（導入する施設または機械に専用かつ固定型のものを除く）等の汎用性の高い機器等の導入整備に要する経費。
- (3) 食料費等の事業を実施する上で必要とは認められない経費。

9 事業の審査について

- (1) 事業の審査については、別紙「熊本市夢と活力ある農業推進事業評価基準」に基づき行い、点数の高い順に、予算の範囲内で事業採択者を選定するものとします。
- (2) 審査の結果については、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

採択の通知については、応募した事業が採択となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て正式に決定されることとなります。

なお、審査内容については非公開とし、審査の経過や結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

10 補助金の申請に必要な手続等

- (1) 事業が採択された方へは、採択通知とあわせて補助金交付の手続について、文書で通知しますので、指定された期限までに、補助金等交付申請書等を提出してください。
- (2) 補助金の交付決定後に以下の事項が生じた場合は、速やかに、補助事業等計画変更申請書を提出していただき、その承認を受ける必要があります。提出された申請書に基づき補助金額の変更を通知します。（実施要綱第7条）
 - ① 施行箇所又は設置場所の変更。

- ② 事業費の20%を超える増額または減額。
(ただし、補助金額の変更がない場合は、この限りでない。)

11 補助金の交付について

- (1) 事業が完了したら、竣工検査や事業実績報告などの手続きが必要となります。補助金は、竣工検査や提出された実績報告書等について審査し、額を確定した後支払われます。
- (2) 補助金の支払方法は、事業終了後の精算払いを原則とします。ただし、事業実施主体から要望があり、事業遂行上必要と認められる場合に限り概算払いを受けることができます。

12 その他留意事項

- (1) 事業は、年度内の完了(竣工)が条件となりますので留意の上応募願います。
- (2) 補助対象経費を同一とする取組について、他の補助事業(農林水産省や熊本県等の補助事業)への申請を行うことは差し支えありませんが、他の補助事業と重複して補助金を受けることはできません。他の補助事業の採択が決定された場合は、速やかに報告してください。また、「熊本市スマート農業加速化事業」と重複しての応募はできません。
- (3) 事業で取得した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ってください。
- (4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で定める期間内で、事業により導入した施設機械等を、処分(譲渡・交換・貸し付け等)をするときは市長の承認が必要です。
- (5) 熊本市補助金等交付規則に違反した場合は、補助金の全部又は一部について返還を求めることがあります。
- (6) 事業の実施に当たり、調査、照会等をする場合があります。また、採択事業については、補助対象者や事業の概要等について、市のホームページ等での公表、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

別表

事業一覧表

I 推進事業

事業名	事業実施主体	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
1. 安全安心・環境対策支援事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 化学合成農薬・化学肥料の使用量の低減技術の導入を目的とした、現地実証試験等の取組に要する経費	①調査研修経費（先進事例の調査、講演会・検討会等の開催会費） ②技術の実用化を目的とした現地実証試験等に要する資材 化学合成農薬使用低減技術：昆虫性フェロモントラップ、天敵導入、台木比較試験、防虫ネット、防蛾灯等 化学肥料使用低減技術：緑肥栽培、緩効性肥料導入、局所施肥、施肥移植同時栽培等	①環境保全効果が明確に示されていること。 ②現地実証試験については、試験を実施する体制や試験計画、当該技術の導入による環境負荷低減目標が明確に示されていること。 ③同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	1 / 2 以内、補助額の上限を200千円とする。
	農業者	(2) 生物農薬導入支援	天敵農薬、微生物農薬の導入に要する経費	①環境保全効果が明確に示されていること。 ②同一内容の取組は、継続した2か年以内とする。	1 / 3 以内、補助額の上限を100千円とする。
	農業者 農業協同組合	(3) 農産物における有機JAS規格の認定に要する経費	登録認定機関による農産物における有機JAS認定審査（書類審査及び実地検査等）に要する経費	①農産物における有機JAS規格認証に限る。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。 ③同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	1 / 2 以内、補助額の上限を、1検体当たり上限50千円以内とする。
		(4) GAPの導入に向けた調査、研修及び認証取得経費	①GAPの取組事例の調査経費 ②認証機関等が実施する研修会参加や講師招聘経費等 ③GAPの取組を支援するソフトウェアの活用等 ④認証機関による認証取得に要する審査認証経費（組織の会費、認証マーク経費等は含まない。）	①取組事例の調査は、食品安全、労働安全、環境保全等のGAPを導入するに当たって効果的な内容であること。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。 ③同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	1 / 2 以内、補助額の上限を、300千円とする。

2. 新規作物・新技術導入支援事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 新規作物や新品種の導入を目的とした調査や栽培実証試験等の取組に要する経費	①調査研修経費（先進事例の調査、講演会・検討会等の開催会費） ②産地化を目的とした新規作物・品種栽培現地実証試験等に要する種苗・資材経費 ③品種改良・新品種の開発試験及び種苗登録経費	①当該作物の品種及び技術が十分に普及していないものであって、導入の効果が高いと認められるものであること。 ②品種改良・新品種の開発試験及び種苗登録については、種苗法を遵守すること。 ③同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	1 / 2以内、補助額の上限を、200千円とする。 (個人にあっては、100千円以内とする。)
	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(2) 生産流通の改善を目的とした生産資材等の導入に対する調査や栽培実証試験等の取組に要する経費	①調査研修経費（先進事例の調査、講演会・検討会等の開催経費） ②生産技術の実用化を目的とした現地実証試験等に要する資材 ③品質保持や出荷流通の改善を目的とした包装資材等やテスト輸送等に要する経費		
3. 鳥獣被害対策支援事業	農業協同組合 農業者が組織する団体 農区	鳥獣による農作物の被害を軽減するために共同で取り組む被害防止対策経費	①被害状況の把握、地図落とし、被害防止対策の実証・検討等に要する経費（会場使用料、事務用品、専門的知識を提供する者への旅費・謝金、センサーカメラ等の調査機材及びその借料等） ②事例調査や研修会等の実施に要する経費（旅費、専門的知識を提供する者への旅費・謝金、研修教材費等） ③追い払いや藪払い等の生息環境整備等被害を軽減する共同作業に要する経費（動物駆逐用煙火等追い払い資材、刈払機等の燃料代、共同作業の役務要請に対する賃金等）	①集落や農区等の地域ぐるみで実施する取組であること。 ②被害防止対策の実証や生息環境整備等に取り組む場合、実施地の地権者の同意を得ていること。 ③追い払いや生息環境整備の共同作業は、被害防止効果が明確に高いものであるもの。 ④煙火等の使用については、周辺住民の同意を得ること。 ⑤採択は、原則3件以内とする。 ⑥同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	定額、補助額の上限を500千円とする。

4. 労働力確保・人材育成支援事業	認定農業者 農業協同組合	労働力確保に関する活動や研修等に要する経費	①労働力の募集にかかる経費（就職説明会の出展に係る経費、会場使用料等） ②労働力確保ための研修会開催・参加に係る経費（研修会参加費、講師謝金、講師旅費、会場借料等） ③民間コンサルによる集出荷施設の作業改善に係る委託料等	①労働力を確保・活用するための取組であること。 ②受入れ管理体制の充実、労働環境の向上等を効率的に推進するものであること。 ③長期雇用を目的とした取組みであること。 ④同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	1 / 2 以内、補助額の上限を1,000千円とする。
5. 農福連携推進事業	農業者 農業協同組合	農産物におけるノウフクJAS規格の認証に要する経費	登録認証機関（日本基金）による農産物におけるノウフクJAS認証審査（書類審査及び実地審査等）に要する経費	①生鮮食品におけるノウフクJAS規格認証に限る。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。 ③同一内容の取組は、継続した3か年以内とする。	1 / 2 以内、補助額の上限を100千円とする。

II 整備事業

事業名	事業実施主体	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
1. 環境対策整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 堆きゅう肥の製造・利用拡大及び畜産環境改善を目的とした施設機械の導入に対する経費	堆肥舎、堆肥梱包機械、堆肥ストックヤード、スラリー臭気低減施設等	堆きゅう肥の製造・利用拡大や畜産環境の改善効果が明確であること。	1 / 3 以内、補助額の上限を 3,000 千円とする。
		(2) 省エネルギー、エネルギー転換の実施に必要な設備等の整備	省エネ型加温機、生産現場での照明施設の LED 化等	省エネルギー、エネルギー転換の効果が明確であること。	
2. 共同利用機械・施設整備事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	共同利用を目的とした農業機械・施設の導入に対する経費	畦塗機、播種機、育苗施設、田植機、移植機、乗用管理機、防除機、コンバイン、収穫機、乾燥機、選別機、梱包機、低温貯蔵庫、予措庫、農機具庫、堆肥散布機、バケットローダー、局所施肥機等	①省力化、効率化、高品質化等の効果が明確であること。 ②受益農家は 3 戸以上であること。	1 / 3 以内、補助額の上限を 5,000 千円とする。
3. 園芸作物整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	園芸作物の生産安定・高品質化のための施設導入に対する経費	園芸用ハウス施設の付帯施設等整備（循環扇、防虫ネット、自動開閉装置、炭酸ガス施用装置等）、全天候型マルチ施設、さく井等	①園芸作物の生産安定・高品質化に資する効果が明確であること。 ②同種・同能力のものの再整備（いわゆる単純更新）は対象としない。 ③被覆資材、防風資材は対象としない。 ④補助対象となる防虫ネットの目合いは下記のとおりとする。ただし、補助対象目合いと同等以上の害虫侵入抑制効果及び費用対効果が確認できる公的試験データがあればこの限りではない。 ・補助対象目合い	1 / 3 以内、受益者 1 戸の補助額の上限を 500 千円とする。

サイド	0.4mm以内
谷	0.8mm以内

4. 災害被害防止整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 台風被害防止のための施設整備に対する経費	ハウス陸張り、ブレス等の増設等	台風被害防止に資する効果が明確であること。	1 / 2 以内、受益者 1 戸の補助額の上限を 1, 0 0 0 千円とする。
			防風施設設置	①台風被害防止に資する効果が明確であること。 ②ハウスの周辺または樹園地の周辺に整備するものに限る。 ③基礎工事を伴うものに限る。	
	農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(2) 地震被害防止のための防油堤整備に対する経費	防油堤整備に係る経費（防油堤、設置費、運搬費等）	①地震被害防止に資する効果が明確であること。 ②熊本市火災予防条例の設置基準を満たすこと。 ③関係法令を遵守すること。	1 / 2 以内、受益者 1 戸の補助額の上限を 5 0 0 千円とする。
	認定農業者 認定新規就農者 農業者が組織する団体	(3) 園芸作物及び畜産物の生産安定に資する気象災害防止のための施設導入に対する経費	固定型発電機、湿害防止施設	①園芸作物の生産安定に資する効果が明確であること。 ②家畜飼養における効果が明確であること。	1 / 3 以内、受益者 1 戸の補助額の上限を 1, 0 0 0 千円とする。
5. 畜産整備事業	認定農業者 認定新規就農者	(1) 畜産物の生産安定に資する暑熱対策のための施設導入に対する経費	インバータ、扇風機、細霧機、クーリングパッドシステム等、畜舎屋根塗装経費	家畜飼養における効果が明確であること。	1 / 3 以内、補助額の上限を 5 0 0 千円とする。
6. 家畜防疫対策整備事業	農業者	(1) 畜産農場の管理区域内で実施しなければならない消毒の機資材等の導入に対する経費	消毒マット（人用・車用）、動力・手動噴霧器、車両用消毒プール設置資材、捕虫機、パスチャライザー等（防護服、長靴及びブーツカバー等着衣する資材及び消石灰等の消毒薬剤は除く。）	管理区域で使用する消毒機資材は、家畜伝染病予防法「飼養衛生管理基準」で定められている消毒が実施できる機資材であること。	1 / 2 以内、補助額の上限を 3 0 0 千円とする。

		(2) 畜舎・家きん舎への野生動物（野鳥・野鼠等）の侵入防止のためのネット導入に対する経費	防鳥ネット設置	設置するネットは、家畜伝染病予防法「飼養衛生管理基準」で定められている野生動物の侵入を防止することができるものであること。（網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）	
7. 鳥獣被害対策整備事業	農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体 農区	(1) イノシシ等捕獲用わな導入経費	イノシシ等捕獲用箱わな、くくりわな（わなのエサ、車両の燃料等捕獲作業に要する経費は補助対象としない。）	①対象動物の捕獲に十分な効果があり、強度があるもの。 ②わなの使用に当たっては、鳥獣保護法に基づく免許の取得や捕獲許可等の関係法令の遵守を行うこと。	2/3以内、補助額の上限を300千円とする。（個人にあっては、100千円とする。）
	農業者 農区	(2) ヒヨドリ等防鳥ネット等の導入経費	圃場に防鳥ネットを設置する資材（設置労賃は補助対象としない。）	被害防止に十分な効果が認められるもの。	1/2以内、補助額の上限を200千円とする。
	農業者	(3) イノシシ等侵入防止柵の導入経費	圃場に設置する電気柵、金網柵及び設置に必要な資材（設置労賃は補助対象としない。）	①被害防止に十分な効果が認められるもの。 ②国の補助事業等で対象とならないもの。	1/2以内、補助額の上限を100千円（電気柵）、200千円（金網柵）とする。
8. 労働力確保整備事業	認定農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体	雇用を確保するための施設等の整備に対する経費	雇用を確保するための休憩所、トイレ、更衣室（ただし備品及び研修生等の居住空間の整備は対象外とする。）	①就労と定着を促進するために、雇用者が働きやすい環境整備に関する取組であること。 ②ハウスや樹園地の周辺等に整備するもの。③過去に補助事業で整備した施設の改修等は補助対象外とする。 ④施設の広さや機能等について、雇用の実態の沿った適正な規模、能力であること。 ⑤雇用者と雇用契約を締結していること、又は契約を締結することが確実であること。ただし、農福連携の	1/2以内、補助額の上限を1,000千円とする。

参考様式

年 月 日

熊本市長 大 西 一 史 様

住 所
申請者 名 称
代表者

印

令和3年度熊本市夢と活力ある農業推進事業の応募に関する書類の提出について

令和3年度に熊本市夢と活力ある農業推進事業を実施したいので、応募に関する申請書類を提出します。

区	受付番号

様式第1号（第6条関係）

熊本市夢と活力ある農業推進事業計画書（事業実績書）

1 申請者（事業実施主体）

氏名（名称） （代表者）		電話番号	
住 所	〒 熊本市		
事業実施主体 区分	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農業者が組織する団体 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 農区 （*該当部分に✓をしてください。）		
	<input type="checkbox"/> 認定農業者（ 歳） <input type="checkbox"/> 認定新規就農者（ 歳） <input type="checkbox"/> 女性農業者 <input type="checkbox"/> 農業者が組織する団体 （*該当部分に✓をしてください。）		

2 事業名（該当する事業名を記入してください。また整備事業の場合は、対象地域に✓をしてください。）

事業名	【対象地域】 <input type="checkbox"/> 農業振興地域 ・ <input type="checkbox"/> その他
-----	--

3 事業の計画

現状の説明・ 課題及び事業 の目的						
事業の 内容	期待される効果 （効果の 検証）	具体的 な目標	項 目	現 状	目 標	（実 績）
	事業量					
実施箇所						
対象品目 受益面積等						
事 業 費		総事業費	補助対象事業費	市補助金	自己資金	
		円	円	円	円	

4 事業実施期間（工期）

着手（予定）	年 月 日	完了（予定）	年 月 日
--------	-------	--------	-------

5 添付資料（事業実績書の場合は不要）

- 1 見積書等事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
- 2 カタログ、現況が分かる写真等
- 3 事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
- 4 農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- 5 その他必要と認める資料

令和3年度熊本市夢と活力ある農業推進事業 評価基準

評価項目		点数
I 事業計画	経営における現状の課題および事業の目的	2点まで
	期待される効果および妥当性	3点まで
	事業規模および事業量の適正さ	4点まで
	モデル性・チャレンジ性	2点まで
	取組による受益量	2点まで
	経営規模拡大	2点まで
II 事業実施主体	青年農業者 応募時点で45歳未満の認定農業者または認定新規就農者（いずれも共同申請者の場合は非該当） ※複数戸の共同申請の場合は上記要件を満たす者が過半を占めること	3点まで
	女性農業者 応募時点で認定農業者または認定新規就農者（いずれも共同申請者の場合は非該当） ※複数戸の共同申請の場合は上記要件を満たす者が過半を占めること	
	農業者が組織する団体 事業実施主体が農業者が組織する団体での申請	1点まで
III 事業重点取組	労働力確保対策、人材育成 労働力確保支援事業または労働力確保整備事業の申請	3点まで
	災害被害防止対策 災害被害防止整備事業の申請	
	家畜伝染病対策 家畜防疫対策整備事業の申請	
	難防除病害虫対策 メロン退緑黄化病などのウリ科作物におけるウイルス病を対象とする取組	
	鳥獣被害防止対策 鳥獣被害対策支援事業または鳥獣被害対策整備事業の申請	
	環境負荷低減の取組 環境保全型農業または省エネルギー化に直接的に関係する取組	
	TPP11等対策 総合的なTPP等関連政策大綱における重要品目（米、麦、牛肉・豚肉および乳製品等）を対象とする取組	
IV 地域重点取組	農業振興センターによる順位付けに基づく評価（1～5ポイント）	1～5点
各評価項目の合計の満点は27点		

【応募に関するご相談・お問い合わせ】

○北・東・中央区にお住まいの方
 北東部農業振興センター農業振興課
 熊本市北区植木町岩野 238-1 ☎096-272-1117

○西・南区にお住まいの方
 西南部農業振興センター農業振興課
 熊本市西区小島 2 丁目 7-1 ☎096-329-1158

【事業に関するお問い合わせ】
 農業支援課 熊本市中央区手取本町 1-1 ☎096-328-2384